平成２６年度
福岡市トライアル発注認定事業

募集要項

平成２６年6月

福岡市

【申請書の提出締切り】
平成２６年7月３１日（木曜日）まで

【提出先・お問い合わせ先】
〒８１２－００１１
福岡市博多区博多駅前２－９－２８ 福岡商工会議所ビル２階
福岡市経済観光文化局産業振興部経営支援課経営支援係
電話 ０９２－４４１－１２３２
FAX ０９２－４４１－３２１１
E-mail：keieishien.EPB@city.fukuoka.lg.jp

1　制度の概要

市内の中小企業等が開発し、製造又は提供する優れた新製品（物品）及び新役務（サービス）を福岡市が認定し、積極的にＰＲを行うことなどによって販路開拓を支援する目的で実施するものです。

※　平成２６年度から「役務（サービス）の提供」も対象となります。

2　認定のメリット

○　認定された新商品等（新製品及び新役務）は、福岡市のホームページへの掲載、認定商品カタログの作成など広くＰＲします。

○　認定を受けることで、その認定期間中は、福岡市商工金融資金のステップアップ資金の申し込みが可能になります。

○　認定商品が物品の場合、その認定期間中、福岡市の機関が競争入札制度によらない随意契約で購入することができます。（地方自治法施行令第 167 条の２第１項第４号）

ただし、認定商品が役務（サービス）の場合、認定だけでは随意契約の理由になりません。

※　認定自体が新商品等の購入を約束するものではありません。

※　市の機関と随意契約できるのは、物品において、福岡市トライアル発注認定事業の認定事業者として認定された事業者です。代理店等とは随意契約できません。

地方自治法施行令（昭和２２年５月３日　政令第１６号）

(随意契約)

第百六十七条の二　地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

四　新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

3　製品（物品）と役務（サービス）について

○　新製品（物品）・新役務（サービス）のいずれかの区分を選択して申請してください。

○　新製品（物品）と新役務（サービス）では、認定による「随意契約の適用」に違いがありますので、ご留意ください。

【製品（物品)】

・　既製品として生産されるもの。

・　物品等買い入れ契約により調達されるもの。

→　認定により、福岡市は随意契約で購入することが可能となります。(地方自治法施行令第 167 条の２第１項第４号が適用されます。)

【役務（サービス)】

・　各種サービスの提供を行うもの。

・　発注者の仕様により生産・提供されるもの。

→　認定だけでは、随意契約の理由にはなりません。(地方自治法施行令第 167 条の２第１項第４号は適用されません。)

(参考)

※　商品単体で動作するソフトウェアなど、製品のみで機能・性能の提供が可能なものは、物品に区分されます。

※　製品のみでは機能・性能の実現が困難なものは、役務（サービス）に区分されます。

４　認定対象となる製品・役務

以下の要件をすべて満たすものとします。

ただし、食品、医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬、工事における工法及び技術は除きます。

※　平成２５年度に申請した同一製品については、再申請を行うことはできません。ただし、当該製品に新機能などが付加されるなどにより、機能・性能が大幅に向上した場合は申請することができます。

新製品（物品）

（１）福岡市内で自ら開発し、自らの製品として製造又は販売する製品であること。
（２）申請時において、販売開始からおおむね５年以内であること。
（３）既存の製品とは著しく異なる使用価値を有していること。（注１）
（４）事業活動に係る技術の高度化、経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
（５）市場性が見込まれる製品であること。
（６）市の機関において使途が見込まれ、かつ、購入実績が少ない製品であること。
（７）製品の生産・販売の方法や資金調達の方法などが確実に実行可能であること。

新役務（サービス）

（１）福岡市内で自ら開発し、役務の主たる部分を自ら提供する役務であること。
（２）申請時において、販売開始からおおむね５年以内であること。
（３）既存の役務とは著しく異なる使用価値を有していること。（注１）
（４）事業活動に係る技術の高度化、経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
（５）市場性が見込まれる役務であること。
（６）役務の提供及び販売の方法や資金調達の方法などが確実に実行可能であること。

（注１）

福岡市トライアル発注認定事業実施要綱

第二条　この要綱において、「新製品」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第４条第１項に規定する食品、薬事法（昭和３５年法律第１４５号）第２条に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品、農薬取締法（昭和３８年法律第８７号）第１条の２に規定する農薬、その他市長が地方自治法施行令第１６７条の2第１項第４号の規定の趣旨に照らし不適切とするものを除く。
三　既に企業化されている製品とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている製品と同一の範疇に属するものであっても既存の製品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

第三条　この要綱において、「新役務」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、工事における工法及び技術を除く。
三　既に企業化されている役務とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている役務と同一の範疇に属するものであっても既存の役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

5　認定対象者

以下の要件をすべて満たす方が対象になります。

（１）市内に事業所を有し、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成１１年法律第１８号）第２条第１項各号のいずれかに該当する者であること

（２）市税の滞納がない者

（３）福岡市暴力団排除条例（平成２２年福岡市条例第３０号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第１号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（４）申請から認定の期間において、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止中措置を受けていない者又は措置要件に該当していない者であること

（５）個人事業者が申請する場合、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないこと

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成１１年法律第１８号）

第二条　この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

五　資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六　企業組合

七　協業組合

八　事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

福岡市暴力団排除条例（平成２２年６月２４日条例第３０号）

(定義)

第二条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第二条第二号に規定する暴力団をいう。

二　暴力団員　法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。

三　市民等　市民及び事業者をいう。

6　認定期間

認定の通知をした日から２年後の年度末まで認定期間となります。

（平成 26 年度は、認定を通知した日から平成 29 年３月 31 日まで）

7　認定手続きの流れ

○　認定申請書の作成・提出（締切り：平成 26 年７月 31 日）

・申請書の項目をすべて記載してください。

○　**書類審査**（８月）

提出書類に基づき、認定要件を満たしているかを審査します。

※　審査補足資料として、品質、性能、安全性等に関する試験成績書や取扱説明書及びこれに関する資料等の提出を求める場合があります。

↓

○　**専門家等への意見聴取**（９・１０月）

学識経験者、中小企業診断士、税理士、弁理士、市職員で構成する「福岡市トライアル発注認定事業評価検討会」による専門家の意見を伺います。

※新サービスについては、商品・申請内容について説明をしていただき、質疑を行います。

↓

○　**認定事業者の決定・認定製品の公表**（１１月上旬）

認定事業者の適否（採択及び不採択）については、速やかに申請者に対して書面をもって通知します。

また、認定事業者の名称や新製品の名称等を福岡市ホームページ等で公表します。

8　申請方法

「福岡市トライアル発注認定事業認定申請書（第１号様式）」に以下の書類を添付し、１部を提出先に直接持参又は郵送・宅配便により提出してください。

（ファックス、電子メールでは受付いたしません。）

＊申請書様式は、福岡市ホームページからダウンロードできます。

（http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/keieishien/）

<添付書類>

（１）法人にあっては、定款及び登記事項証明書の写し、個人にあっては、住民票記載事項証明書、身分証明書（本籍地の市町村長が発行したもの）

（２）法人にあっては、法人市民税の納税証明書、個人にあっては、個人市県民税の納税証明書

（３）市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書

（４）直近２営業期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

（これらの書類がない場合にあっては、直近１年間の事業内容等を記載した書類）

（５）その他新商品の詳細がわかる資料（パンフレット、安全性等関係法令基準を満たしていることを証明する書類）

（６）役員名簿（暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用）（※所定の様式）

（７）申立書（個人の場合）（※所定の様式）

９　提出先・お問い合わせ先

〒８１２－００１１

福岡市博多区博多駅前２－９－２８　福岡商工会議所ビル２階

福岡市経済観光文化局産業振興部経営支援課経営支援係

電話　０９２－４４１－１２３２

10　留意事項

(1)　福岡市が認定製品の購入を約束するものではありません。

(2)　福岡市が認定商品の品質等を保証するものではありません。

(3)　審査の途中経過及び審査結果に関するお問い合わせには一切応じかねますので、あらかじめご了承ください。

(4)　申請書等の提出された書類は返却いたしません。

(5)　認定基準に適合しなくなった場合や虚偽の申請を行った場合には、認定を取り消すことがあります。